

鳥取県ツリシュスラン保護管理事業計画

I. 事業の目標

ツリシュスランは、ラン科シュスラン属の多年生草本である。冷温帯の溪谷近くにある大木のコケが密生した幹に着生するランであり、花がつかない個体はロゼット状で極めて発見しにくい。県内では平成12年を最後に生育が確認されていなかったが、令和3年に21年ぶりに確認された。

県内での自生地の確認事例は極めて少なく、個体数もわずかであることから、平成14年策定の鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリストにおいて絶滅危惧Ⅰ類に選定した。現在、倒木に着生した数個体しか確認されておらずきわめて危険な状況にあることに加え、園芸的価値が高く、見つければ採取される危険性が非常に高いことから、令和4年に鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき、特定希少野生動植物種に指定した。

本事業は、本種の生育状況等の適切な把握、生育地の森林環境の保全、及び採取防止のための保護管理体制の整備を図り、本種が自然状態で安定的に存続していくことを目標とする。

なお、本事業は本種の生育状況や生育環境の変化等を踏まえ10年程度を目処に計画の見直しを行うこととする。

II. 事業の区域

県内における本種の分布域。

Ⅲ. 事業の内容

1 個体群及び生育環境の保全・管理

(1) モニタリング

本種の生育地は、ほとんどの人が入らない場所で近づくことも容易ではないため、開発等の影響はないと考えられるが、個体数が非常に少ないことや生育環境の変化による個体の消失が懸念されることから、生育状況や環境改変状況に係るモニタリングを重点的に行いながら、生育に影響を与える可能性のある改変が認められた場合は、必要な対策を講じる。

(2) 生育地における採取の防止

本種は、その希少性から鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく特定希少野生動植物種に指定し、採取を禁止している。

この規制について積極的に周知すること等により、採取の防止を徹底する。

(3) 生育地の管理

生育場所となる大木だけでなく周辺の自然植生を保全し、急激な環境変化の防止することが必要である。

(4) 生育地の維持・拡大

本種の増殖は、生育地における野生個体群の維持、拡大によることを基本とする。

また、生育地の維持が困難となり、緊急避難的措置が不可避であると考えられる場合は、予め植物の専門家と協議し、科学的知見を踏まえながら、遺伝子かく乱による野外個体群の存続を脅かすことのないよう、自生地周辺の生育適地に適切に移植することを検討する。

(5) 持続的な保全・管理

現在の生育地を安定的に確保する方策を検討するとともに、種としての特徴及び環境や生物多様性における価値を周知して、地元住民等との協働による持続的な保全・管理の方策を検討する。

(6) 生育地保全策の検討

長期安定的な生育地の確保が極めて重要であるため、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例による自然生態系保全地域の指定等を検討する。

(7) 保全管理体制の整備

本種は、その希少性から、これまで生育地の公開は行っていない。今後は、このような希少種についても、多くの県民への周知により、県民との協働で保全管理していく体制づくりが必要であり、そのような方向の中で保護管理体制の整備が図られていくことが望ましい。

しかし、現段階では場所を公開せずに、地元住民等からなる団体による保護管理の推進を図ることとする。

また、希少野生動植物種の保護の必要性について、できるだけ多くの県民との合意形成を目指すこととし、その過程で希少種の保護管理を担う地域住民、民間団体、地元自治体等の幅広い主体及びその相互間の協力を確保するよう努める。

2 法的規制・位置付け等

(1) 鳥取県希少野生動植物の種の保護に関する条例関係

本種の個体数は著しく少なく、その分布が限られており、生育環境の急激な変化により、絶滅の危機に瀕していることから、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例により特定希少野生動植物種に指定し、既に採取等を禁止している。

(2) 関係法令等

生育地の一部は、自然公園法の特別保護地区や特別地域に指定されており、同法に基づき採取等が禁止されていることから、同法と調整を図りながら保全方策を検討する。

3 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

(1) 社会的支援体制の強化

県民と協働して保護を図る必要性等の普及啓発の実施を通して、希少野生動植物保護に係るネットワークの形成を図り、県民の中から希少野生動植物の保護管理を担う人材を育成・確保するなど、保護管理基盤の強化を図る。

(2) 普及啓発の推進

本種の保護管理に関する施策の推進に際しては、県民の合意形成が必要であることから、生物多様性保全の観点から希少動植物種保護の必要性等について効果的な普及啓発を推進する。

また、将来的には保護活動への地域住民の直接的な参加を求めるなど、参加・体験学習型の普及啓発を推進する。

4 事業推進への連携体制

本種の保護管理事業の実施に当たっては、有識者、地元自治体、地域住民、土地所有者等と連携し、地域における取組団体や地域の核となる人材の育成を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。